

産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会
「特許法改正検討項目の商標法への波及について(案)」及び
「商標権消滅後 1 年間の他人の商標登録排除規定の見直しについて(案)」
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

平成 23 年 2 月

特 許 庁

産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会「特許法改正検討項目の商標法への波及について(案)」及び「商標権消滅後 1 年間の他人の商標登録排除規定の見直しについて(案)」に対して、パブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、募集期間中に資料（案）の内容について寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、寄せられた御意見は適宜集約いたしております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

平成 22 年 12 月 14 日（火）～平成 23 年 1 月 12 日（水）

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省HP及び特許庁HP

(3) 意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数 6 件

内訳（団体 4 件、企業 1 件、個人 1 件）

以上

産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会
「特許法改正検討項目の商標法への波及について(案)」
及び「商標権消滅後1年間の他人の商標登録排除規定の見直しについて(案)」
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1. 特許法改正検討項目の商標法への波及について(案)について			
<全体について>			
1	今般の法改正については、各々適切な結論に達しているものと考えられ、基本的に賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
< I. 紛争の効率的・適正な解決 >			
I - (1) 侵害訴訟の判決確定後の無効審判等による再審の取扱い			
2	商標登録無効審判のみならず、登録異議の申立てにおいても遡及効等を制限することに賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
3	再審を制限することに反対しない。ただし、判決確定後に、商標登録が無効等になる場合はほとんどないと考えられることからすると、現行法を改正する必要性が高いかは疑問。	商標権侵害訴訟の場において当事者が権利の有効性について攻撃防御を尽くす機会と権能が与えられているにもかかわらず、後の無効審判や登録異議の申立ての結果によって、確定した判決が覆り得る制度であることは、商標権侵害訴訟の紛争解決機能、企業経営の安定性等の観点から問題であるため、再審を制限する必要性はあると考えられます。	団体 1
4	再審を制限することに特に反対はしないが、その一方で、第三者効を廃止することとは矛盾するのではないか。	再審については、商標権侵害訴訟の場において当事者が権利の有効性について攻撃防御を尽くす機会と権能が与えられているにもかかわらず、後の無効審判や登録異議の申立ての結果によって確定した判決が覆り得る問題があるために制限をするものであり、一方、第三者効については、無効審判等に関与していなかったにもかかわらず、第三者がその商標権の有効性について審判で争う権限が制限されること、ひいてはその審判の審決当否を裁判で争う権利が制限されることは不合理であることからこれを廃止するものであり、両者は、矛盾するものではないと考えられます。	団体 1

5	再審の制限は、①無効審判における無効事由の多くが客観的事実論に基礎を置くべきものであり、商標権の法的安定性が傷つけられる事例が挙げられていないこと、②商標は、消費者の認識、信用としての社会的実体とその根源を置く財産権であり、その権利の実体・内実を把握すべき性格を本来的に有しており、登録の有無とは本来独立した実体を有していること、③無効審判等には、法的安定性を確保すべき提起時期の制限、及び遡及効を制限すべき規定が元から設けられていること、④侵害訴訟の判決が確定した後に、登録異議申立てに基づき商標権が取り消されることはタイムスケジュール的に想定し難いこと、により反対。	商標権侵害訴訟において、当事者は、権利の有効性について攻撃防御を尽くす機会と権能が与えられているにもかかわらず、後の無効審判等の結果によって、確定した判決が覆り得る制度自体が、商標権侵害訴訟の紛争解決機能、企業経営の安定性等の観点から問題であるため、商標の無効事由の特異性、商標権と特許権の相違等があるとしても、商標法においても特許法と同様に再審を制限することが適切と考えられます。	個人 1
I－（２） 無効又は取消しの審判の確定審決の第三者効の在り方			
6	確定審決の第三者効を認める妥当性は認められないため、改正案に賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
7	確定審決の第三者効を廃止する措置をすることに特に反対はしない。ただし、商標は、特許と比べて、審判手続の巧拙の審決への影響が大きいとはいえず、また、証拠を追加して新たに審判請求し易いことを考慮すれば、現行法を改正するほどの必要性が高いかは疑問。	商標法において、確定審決の効果を第三者に拡張することの妥当性が認めにくいことからすれば、証拠を追加して新たに審判請求し易いか否か等に関わらず、第三者効を廃止する必要性はあると考えられます。	団体 1
I－（３） 審決等の部分確定の在り方			
8	商標登録無効審判及び登録異議申立ての決定の部分確定を認めることに特に支障はなく、審判便覧でも既にそのような取扱いになっているところであるから、改正提案に賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 3
< II. ユーザー利便性の向上 >			
I－（１） 存続期間の更新登録申請期間経過後における商標権の回復規定等の見直し			
9	時期的要件を改正することについては賛成するが、主観的要件として「Due care」を導入した場合、救済の範囲が広がることへの懸念がある。審査基準等で予め救済の範囲を厳格とするよう定めるべき。	今後、救済要件に関する具体的な基準を策定するにあたっては、諸外国の「Due care」の救済事例を参考に、ユーザーの意見も聞きつつ検討を進めてまいります。	団体 1

10	権利の回復制度を、特許制度と要件を異にする必要性がない限り、同様な要件で設けることが妥当であり、シンガポール条約による国際的制度調和にも沿うことになるので、改正提案に賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
11	現行の商標権の回復規定(第21条)が適用されている事例は、どの程度存在するのかが不明であること、商標は特許と異なり、再出願が可能であること、また、今回意見募集されている商標法第4条第1項第13号の見直しと整合しなくなることから、措置することに反対。	現行の権利回復規定は、主観的要件及び時期的要件が厳格であり、その救済は極めて限定的となっていること、また、権利が救済されなかった場合再出願という迅速な手続が必要となること等を踏まえれば、特許制度と同様の見直しを行うことは必要と考えられます。なお、見直しに当たっては、審査の遅延等のユーザーへの影響を最小限にし、第4条第1項第13号の見直しの趣旨に反しないよう、権利の回復の最長期間は現行どおり6月を維持する方向で検討を進めてまいります。	団体 2
I-(2) 商標法における特許庁長官による博覧会指定制度の見直し			
12	博覧会の指定制度が廃止されても、「特許庁長官が定める基準」が明確である限り、実務が混乱することはないと考えられるので、改正提案に賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 3
<その他>			
13	特許において通常実施権の当然対抗制度を採用する以上、商標法においてのみ現行登録制度を維持することへの合理的な説明は困難であり、特許法の改正と足並みをそろえるべき。	特許と異なり、実務上、一つの製品について多数の商標ライセンス契約が締結されているといった複雑な状況は考えられず、通常使用権が登録できない決定的な事情は見当たらないこと、また、商標法においては、第三者(譲受人)が、意に反して通常使用権が付いた商標権を取得してしまった場合、通常使用権の商標権に対する制約は、特許権の場合と比較してはるかに重いことなどから、商標法への当然対抗制度導入については、今回は措置をせず、商標ライセンスの実態やユーザーのニーズ等を踏まえ、慎重に検討してまいります。	個人 1
14	今回は商標法への当然対抗制度導入を措置しないという結論に異論はない。通常使用権の登録を容易にする方策を検討することが今後の課題。今回改正される特許法、実用新案法及び意匠法における当然対抗制度導入の影響を注視すると共に、著作権法等の今後の議論も踏まえて、更なる検討を行うことが必要。	通常使用権の登録制度の在り方を含め、商標法への当然対抗制度導入の是非については、商標ライセンスの実態やユーザーのニーズ等を踏まえ、慎重に検討してまいります。	団体 1

15	商標法においても特許法の冒認出願に類する状況は起こり得るので、例えば、商標に関する権利を有する者（商標法５３条の２）による移転請求を可能とするなど、今後の検討が必要。	代理人等の不当登録に係る商標権の移転制度の導入の是非などについては、商標法第５３条の２の取消審判の利用実態等を踏まえ、慎重に検討してまいります。	団体１
２．商標権消滅後１年間の他人の商標登録排除規定の見直しについて（案）について			
16	更新登録の可能性がある商標権の存続期間満了による商標権の消滅の場合を除いて、商標権消滅後１年間商標登録排除を行う必要性は乏しいので、速やかな権利付与を認めるべきであり、見直し案に示された改正提案に賛成。	本案の内容を支持する御意見であると理解します。	団体１
17	存続期間満了による商標権の消滅については、第４条第１項第１１号の運用ベースでの対応をする方向で見直し、第４条第１項第１３号は廃止すべき。	見直しにあたっては、第１３号の廃止も視野に入れて検討を進めてまいります。なお、第４条第１項第１１号の運用に関しましては、今後検討してまいります。	団体１
18	見直しにあたって、第４条第１項第１３号は廃止すべき。存続期間満了による商標権の消滅については、存続期間満了後１年の経過後、査定時における商標権存続の有無を確認した上で、審査を進めることに反対。存続期間満了後半年の倍納期間経過後、さらに半年の商標権回復期間を待つ必要はなく、直ちに審査を進めるべき。	見直しにあたっては、第１３号の廃止も視野に入れて検討を進めてまいります。ただし、権利回復規定による第４条第１項第１１号の過誤登録を招かぬよう、審査を進めるべきと考えられます。なお、第４条第１項第１１号の運用に関しましては、今後検討してまいります。	団体２
19	第４条第１項第１３号の見直し後の、同項第１０号及び第１５号の適用の判断基準を示すべき。	第４条第１項第１３号を見直した場合であっても、同項第１０号又は第１５号は従来と同様の判断基準であり、何ら異なる判断基準を適用するものではありません。	企業１